

# 原子力災害の広域避難等に関する再質問書と9月3日の回答

8月5日申し入れ時の検討課題等について

関西広域連合 連合長 兵庫県知事 井戸敏三様  
関西広域連合 各委員 様

2014年8月15日

8月5日に、「原子力災害の広域避難等に関する質問・要望書」を提出し、申し入れを行い、回答をいただきました。その場での回答で検討課題となった点等について再度質問をします。8月22日までに文書回答をお願いします。

8月15日付け再質問書について、以下のとおり回答いたします。

関西広域連合広域防災局広域企画課  
(兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室)

## 【再質問事項】

### 1. 兵庫県外の京都・大阪等のシミュレーション・被ばく線量公開について

【8/5質問・要望書 1(1)】

4月の関西広域連合委員会で井戸兵庫県知事が一ヵ月か二ヵ月で関西広域連合エリアのシミュレーションを公表するとしながら未だに公表していないのは、5月28日に規制委員会が出したシミュレーションと前提条件(放出放射エネルギー、屋内退避時間等)が異なっているため、協議しているとのことでした。その上で、できるだけ早く広域連合委員会に報告をしたいと回答しました。

広域連合委員会で井戸知事が公開すると約束したデータはいつ公開するのですか。

シミュレーションの条件を変えることは決めたのですか。

どのような条件に変更しようとしているのですか。変更すれば、3回目のシミュレーションと理解していいですか。

井戸知事が関西広域連合委員会の中で正式に発言したことを事務方で覆すのはおかしいと考えます。

条件の変更を検討した会議の日付、構成者、その時の資料や議事録を示してください。契約の変更についての決裁書等があれば示してください。

公開時期は未定。

計算条件の変更を行うかどうかも含めて検討中。実施主体は兵庫県ではなく、関西広域連合である。

国のシミュレーションが出たことで生じた課題を再検討することを、井戸連合長(防災担当委員)に説明した。

### 2. 放射能の到達時間推計の公表について

【8/5質問・要望書 1(2)】

2月の兵庫県議会で井戸知事が「拡散シミュレーションによりますと、最短到達時間は、神

戸、篠山とも約2時間という結果でした」と答えています(丸尾県議への答弁)。避難計画に放射能の到達時間は非常に重要な防災上のデータであることは明らかで、各市町からも問い合わせが来ているとのことでした。

ところが8月5日には、「必ずしもシミュレーション通りになるわけではない。時間推計は必要ない。」「『神戸、篠山に最短2時間』については、知事はいうべきではなかった」との驚くべき回答でした。

知事自身も「いうべきではなかった」と考えているという理解でいいですか。  
推計時間の公表が不要だという理由を明らかにしてください。

個人的な見解を問われたものと認識している。

シミュレーションの第一義的な目的は、遅れている国のPPA対策に関する要請であり、ブルームの到達時間の推計まで行う必要はないと考えている。

### 3. 被災・被ばく時に受け入れできないこと

【8/5質問・要望書 1(3)】

兵庫県や関西広域連合は、50mSvとか100mSvを超える予測値が出ているような地域に福井から避難者の「受け入れはできない」と回答しました。また各市町も被災・被ばくした場合は、福井県・京都府からの避難者を受け入れることはできないと答えており、関西広域連合は、このことを避難元自治体にも避難先自治体にも伝えているとのことでした。

しかし、全市8万9千人が避難対象となる舞鶴市は「被災した場合は受け入れが困難であるとは聞いているが、被曝した場合受け入れ困難であるとは聞いていない」と市民に回答しています(8月11日)。

避難元の福井県と京都府にはいつ伝えたのですか。  
避難先の兵庫県内の自治体には、すべて伝えたのですか。伝えた日はいつですか。  
伝えたのは口頭ですか、文書による伝達ですか。

福井・京都両府県とも、放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、方向の異なる複数の避難先を設定している。関西広域連合・兵庫県に要請があった際にも同様の説明があり、当初から、その共通認識のもとで広域避難先の調整を行ってきた。

兵庫県内市町に対しては、H25年5月17日に受入調整の協力依頼を行うとともに、受入調整方針を示し、その中の留意事項として「受入調整は、受入先の市町村内には被害がないとの前提で行う」と説明している。

### 4. 「避難行動要支援者の広域避難」について

【8/5質問・要望書 4(1)】

要支援者の広域避難について、「福井県広域避難計画要綱」(3月31日)では30km圏内の病院・社会福祉施設の入所者や5km圏内の在宅の要配慮者の避難先はすべて福井県内となっており、風向き等にかかわらず一方向しか想定されていません。他の避難が、福井県内と兵庫県等への2方向を想定しているのと根本的に異なります。

8月5日に、福井県に「なぜ要支援者は一方向しか避難先がないのか、その理由はなにか」

を確認するとのことでした。

福井県からの回答（月日・内容）を示してください。

要配慮者の広域避難対策は、国のワーキンググループの検討課題の一つであり、福井県としても国や他府県と調整しながら検討していく方針である（8月7日確認）。

## 5．再稼働の判断について

### 【8 / 5 質問・要望書 要望事項2】

「原発事故から住民を守るため、高浜原発・大飯原発の再稼働を行わないよう国に強く要求してください」という私たちの要望については、2月の井戸知事の発言「原発の再稼働については、原子力規制委員会における厳格な安全性審査を前提に、安全だとされるならば、国の責任において稼働を認めるべきと考えています」（2014.2 県議会の議事録、丸尾議員への県知事答弁）をもって県知事の姿勢が表明されているとの回答でした。

しかし申し入れの場でも指摘したように、原子力規制委員会の田中委員長は「安全とは私は申し上げない」と述べています。原発の「安全性」は担保されていません。

規制委員会が行わない安全確認をだれがするのですか。

知事が述べている「安全だとされるならば」という条件は成り立たないという理解でいいですか。

田中委員長がどういう意図で発言したか当方では分かりかねるが、原子力規制委員会設置法第1条、第3条及び第4条の規定から、原子力規制委員会が原子力発電所の安全の確保を図ることを任務としていることは明らかと思われる。

### 原子力規制委員会設置法（抜粋）

#### （目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

#### （任務）

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

#### （所掌事務）

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力利用における安全の確保に関すること。
  - 二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
- (以下省略)

#### 避難計画を案ずる関西連絡会

グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会  
この件の連絡先

グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581